

## 赤村失業者救済支援金について

新型コロナウイルス感染症の影響により失業した村内在住の労働者の方に対して、生活支援のため一人あたり10万円の支援金を交付します。

1 対象者…次の条件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 令和2年4月1日から申請日まで引続き赤村に住所を有するもの。
- (2) 失業の日以前に1年以上の間、同一の事業者に雇用されていた正規雇用者又は非正規雇用者であり、かつ新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4月1日から令和3年1月31日の間に失業(解雇、退職など事業者との雇用関係が終了)した者であること。
- (3) 非正規雇用者のうち受給対象となる者は、雇用されていた期間の直近3か月の平均勤務日数が月10日以上であること。
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないこと。
- (5) 申請日において再就職に至っておらず、無職であること。

2 交付額…1人あたり10万円(※交付は1回限り。)

※ 申請内容に虚偽が判明した場合など、支援金の返還を命じることがあります。

3 不交付要件…次のいずれかに該当する者は支援金の交付対象となりません。

- (1) 村税等の滞納がある者
- (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者
- (4) 支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと村長が認める者

4 提出書類…以下の書類を各1部ご提出してください。

- (1) 赤村失業者救済支援金支給申請書(様式第1号)
- (2) 赤村失業者救済支援金支給申請に係る誓約書(様式第2号)
- (3) 振込先の通帳の写し(法人・本人(申請者)名義に限る。)
- (4) 失業したことが確認できる書類の写し
- (5) 本人確認書類の写し

失業したことが確認できる書類の写しは次のいずれかを提出してください。

- ① 離職票
- ② 離職証明書
- ③ 雇用保険受給資格者証

本人確認書類の写しは次のいずれかを提出してください。

- ① 運転免許証(表面、裏面)
- ② 運転経歴証明書
- ③ 個人番号カード(表面のみ)
- ④ 写真付きの住民基本台帳カード
- ⑤ 在留カード
- ⑥ 特別永住者証明書
- ⑦ パスポート(顔写真が掲載されているページ)
- ⑧ 各種健康保険証

- (6) その他必要な資料…提出された資料により支給要件等が確認できない場合に、追加資料をお願いすることがあります。

5 申請受付期間…令和2年10月1日(木)から令和3年2月8日(月)まで

6 申請の方法…赤村役場総務課の受付窓口にお越しください。

※ 申請に係る費用は申請者がご負担ください。

7 交付の方法…交付決定通知書を送付いたします。

※ 不交付の決定を行った場合は不交付決定通知書を送付いたします。交付決定後に銀行振込みにより交付いたします。

8 お問い合わせ

赤村役場総務課総務係(0947-62-3000(内線120))

メールアドレス: aka-s.soumu@vill.aka.lg.jp

赤村失業者救済支援金支給申請書兼請求書

令和 年 月 日

赤村長 道 廣 幸 様

申請者

住 所 赤村大字 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 生 年 月 日 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

新型コロナウイルス感染症の影響により失業したため、赤村失業者救済支援金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。支援金の支給が決定した場合は、支援金を下記の口座に振り込んでください。

請求金額 金 100,000円

- 1 ①失業した日 令和 年 月 日  
 ②失業した事業所  
 事業所名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 勤務開始日 \_\_\_\_\_ 年 月 日から勤務  
 ③再就職先 ア. 決まっていない イ. 決まっている  
 ④生活保護 ア. 受給していない イ. 受給している

2 振込先

金融機関及び支店名				預金種別	口座番号	フリガナ
銀行・農協		本店	普通			口座名義人
信用金庫		支店				
信用組合		本所	当座			
労働金庫		支所				

※口座名義人は申請者と同一にしてください。

○ 必要書類

- ① 失業したことが確認できる書類の写し  
 （離職票、離職証明書、雇用保険受給資格者証のいずれか）  
 ② 本人確認書類の写し  
 （運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、パスポート、各種健康保険証のいずれか）  
 ③ 本人の振込口座が確認できる通帳等の写し  
 ④ 赤村失業者救済支援金支給申請に係る誓約書（様式第2号）

様式第2号（第4条関係）

赤村失業者救済支援金支給申請に係る誓約書

令和 年 月 日

赤村長 道 廣 幸 様

申請者

住 所 赤村大字

氏 名 印

生 年 月 日                     

電 話 番 号                     

赤村失業者救済支援金の支給申請にあたり、以下のとおり同意及び誓約します。

- 1 本支援金の審査のために、赤村が申請者の住民基本台帳等を閲覧し、必要最低限の調査をすることに同意します。
- 2 次のいずれにも該当しないことを誓約し、村長が田川警察署に照会することに同意します。
  - (1) 村税等（赤村税等徴収事務処理規定（平成17年赤村訓令第8号）第1条に規定する村税等をいう。）の滞納がある者
  - (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である者
  - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者
  - (4) 支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと村長が認める者
- 3 申請者が記載した申請内容及び提出書類について虚偽、不正等がないことを誓約します。虚偽、不正等が判明し、受給した支援金の返還を命じられた場合は、支援金を返還することに同意します。